

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)の申告の手引き

柏 市

申告期限	<b>令和6年1月31日(水)</b> ※期限間近の混雑を避けるため、 <u>1月19日(金)までの早期提出にご協力をお願いします。</u> ※郵送での申告の際は、 6ページの <u>3. 郵送で申告をされる方へ</u> をご参照ください。
申告書提出先 (問い合わせ先)	柏市役所 財政部 資産税課 儚却資産班 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 電話 04(7167)1111 内線 346 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く） ※各出張所等では受け付けておりません。

もくじ	<b>I 儚却資産とは</b>	ページ
	1 事業の用に供する資産とは	1
	2 申告の必要がある資産	2
	3 申告の必要がない資産	2
	4 リース資産について	3
	5 賃借人(テナント)が施工した内装、造作、建築設備等の資産について	3
	6 非課税及び課税標準の特例について	4
	7 国税の取り扱いとの主な違い	4
	<b>II 儚却資産の申告について</b>	
	1 申告していただく方	5
	2 提出していただく書類	5
	3 郵送で申告をされる方へ	6
	4 電算申告をされる方へ	6
	5 申告書の提出を会計事務所等に依頼している場合	6
	6 その他・注意事項について	6
	◆申告書等の記入例	7～10
	◆個人番号・法人番号の取扱いについて	11
	◆用語集	12
	◆チェックシート	12
	◆償却資産申告書一式の送り先に関する届出書	13

## I 儚却資産とは

固定資産税の課税対象物件のひとつで、会社や個人で事業を営んでいる方が**事業の用に供する資産**をいいます。具体的には「構築物」や「機械・装置」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」などで、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費として扱われるものをいいます。

また、地方税法383条の規定により**毎年1月1日（賦課期日※用語集①）現在所有している**これらの資産について、1月31日（休日の場合翌営業日）までに申告することが義務付けられています。

## 1. 事業の用に供する資産とは

現に事業の用に供されている資産はもちろんのこと、事業の用に供する目的を持って所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあるものであれば含まれます。

※一時的に活動を停止し、遊休・未稼働の状態にある資産も対象となります。

### 〈償却資産の種類と具体例〉

資産の種類		資産の例
第1種	構築物	店舗内装、駐車場設備（舗装路面）、広告設備（看板）、橋、排水路、煙突、塀、門、植栽、その他土地に定着する土木設備等
第2種	機械及び装置	原動機、工作・土木・物品加工等の各種機械装置、その他製作製造設備等
第3種	船舶	ボート、釣り船、遊覧船、貨物船、砂利採取船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	建設車両、大型特殊自動車、業務用自転車、構内運搬車等
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、テレビなど音響機器、応接セット、エアコン、自動販売機等

### 〈業種別の主な償却資産〉

全業種共通	受変電・自家発電等の電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、看板（広告塔・案内板・ネオンサイン等）、エアコン、内装（テナントが施工したもの・家屋の評価に含まれないもの）、ブラインド・カーテン、基礎のない物置等
一般事業（事務所）	パソコン、コピー機、事務机・椅子、ロッカー・キャビネット、応接セット、L A N設備等
不動産賃貸（アパート等）・駐車場	緑化施設等の外構工事、駐車場舗装、自転車置場、屋外灯、駐車場機械設備、その他屋外の設備等
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ機器、冷凍・冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、テーブル・椅子、陳列ケース・陳列棚、自動販売機等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒滅菌機、ドライヤー、タオル蒸器、サインポール等
病院・医院・薬局業	ベッド、手術台、X線装置等の医療用機器、分包器、給食用厨房機器、薬品戸棚・陳列ケース、看板・駐車場等の外構工事等
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバランサー、コンプレッサー等
自動車修理・工場	旋盤、ボール盤、プレス、研磨機、カッター、グラインダー、溶接機、コンプレッサー、充電器、万力、検査工具、切削工具、取付工具、クレーン、その他

## 2. 申告の必要がある資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 企業が現実に減価償却を行っている資産はもちろんのこと、そうでない場合も、本来減価償却されるべき性格の資産であれば含まれます。
- (2) 申告対象資産の課税標準額（※用語集②）の合計が免税点（※用語集③）未満となる場合でも、申告は必要です。
- (3) 赤字のため減価償却を行っていない資産や耐用年数経過による償却済み資産なども申告の対象です（現に使用できる資産は、「前年中減少した資産」に該当しません。ご注意ください。）。
- (4) 建物附属設備等において、税務会計上、建物として一括で減価償却していても、地方税法上、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱いますので、漏れなく申告してください。

## 3. 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象であるもの。
- (2) 固定資産税（土地・家屋）が課されるもの。（舗装工事や外構工事等を行った場合には、申告が必要になります。詳しくは資産税課までお問い合わせください。）
- (3) 生物（ただし、鑑賞用・興行用の生物は申告の対象となります。）
- (4) 無形固定資産（電話加入権やパソコンのソフトウェア等。）
- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、売買扱いとするファイナンスリース（法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース）資産で取得価格が20万円未満のもの。
- (6) 取得価格が少額の資産の申告は、税務会計上（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱が異なります。少額資産であっても下表で示すとおり、申告対象となる場合もありますのでご注意ください。（○=申告が必要・×=申告は不要）

取得価格 ＼ 償却方法	個別 償却	中小企業特例 (※1)	一時損金算入 (※2)	3年一括償却 (※3)
10万円未満	○	○ (※4)	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○		×
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※1 取得価格が10万円以上～30万円未満の資産を一時に損金（必要経費）に算入するもの

（租税特別措置法第28条の2又は第67条の5）。

※2 取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金（必要経費）に算入するもの（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）。

※3 取得価格が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの（法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項）。

※4 取得価格が10万円未満で中小企業の特例を適用できる資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したものです。

#### 4. リース資産について

リースに供されている資産（下表「※1」リース期間満了と同時に資産が回収される場合）の申告義務は、原則として、資産の所有者（リース会社）にあります。ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合（下表「※2」リース期間後に使用者に譲渡される場合）は、使用者（ユーザー）となります。

なお、平成20年4月1日以後に契約を締結した〈所有権移転外ファイナンスリース〉については、法人税・所得税における所得の計算上、売買取引と取り扱うよう変更されておりますが、償却資産（固定資産税）においては、下表（※1）の取扱となりますので、ご注意ください。

リース契約の内容	資産を借りている人（ユーザー）	資産を貸している人（リース会社）
通常の賃貸契約によるもの（※1）	申告は不要	資産の所在地に申告
実際の売買にあたるようなもの（※2）	自己の資産として申告	申告は不要

#### 5. 賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産について

賃借人（テナント）が賃借建物に施工した内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人が償却資産として申告してください（地方税法第343条第10項）。

#### 参考資料 家屋と償却資産の区分表

※以下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者が同じ		家屋と設備等の所有者が異なる	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	インターホン設備	集合玄関機等（※）	○			○
		上記以外の設備	○			○
給排水	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）		○		○

※平成26年12月31日以前に取得した集合玄関機等は、家屋と設備等の所有者が同じ場合、償却資産の対象となります。

## 6. 非課税及び課税標準の特例について

### (1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定により非課税となる資産を取得された方は、非課税適用申告書及び非課税資産明細を提出してください。

### (2) 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により課税標準の特例に該当する資産を取得された方は、課税標準の特例に関する申告書を提出してください。

**課税標準の特例に関する申告書は、柏市のオフィシャルウェブサイトからもダウンロードできます。**

また、課税標準の特例に関する一例を掲載しておりますので、ご覧ください。

(<https://www.city.kashiwa.lg.jp/zeikin/kotei/wagamatitokurei/index.html>)

#### ◇ (一部抜粋) 先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例

中小企業等が、柏市商工振興課より認定を受けた※<sup>1</sup>先端設備等導入計画に従って取得した資産で一定の要件を満たすものについては、初めて課税されることになった年から以下のとおり適用されます。

根拠法令（地方税法）	対象資産	貸上げ表明	取得時期	特例率
旧地方税法附則第64条	構築物	\	令和2年4月30日から 令和5年3月31日まで	3年度分 ゼロ
	構築物以外		平成30年7月12日から 令和5年3月31日まで	
地方税法附則第15条 第45項	機械及び装置 工具・器具及び 備品	無	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年度分 2分の1
			令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年度分 3分の1
		有	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年度分 3分の1
	※ <sup>2</sup> 建物付属設備	有	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年度分 3分の1
			令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年度分 3分の1
			令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	6年度分 3分の1

※<sup>1</sup>なお、先端設備等導入計画については“柏市商工振興課”へお問い合わせください。

※<sup>2</sup>償却資産として課税されるものに限る

○非課税適用申告書等の書類請求やその他詳細につきましては、資産税課までお問い合わせください。

## 7. 国税の取り扱いとの主な違い

国税の取扱いと償却資産（固定資産税）の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い	償却資産（固定資産税）の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却方法	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮帳簿の制度	認める	認めない
特別償却・割増償却	認める	認めない
増加償却	認める	認める
評価額の最低限度	1円（備忘価額）	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価
中小企業特例（租税特別措置法 第28条の2又は第67条の5）	認める	認めない (詳細については2ページ参照)

## II 債却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

**令和6年1月1日現在**、柏市内に会社や個人で、工場、商店、共同住宅、駐車場、病院、事業所等を経営している方（テナントを含む）や、柏市内の他の事業者に債却資産を貸し付けている方です。

### 2. 提出していただく書類

#### （1）初めて申告される方

令和6年1月1日現在、所有している全資産を申告してください。

資産の状況	ご提出書類	記入例	留意事項
資産をお持ちの方	債却資産申告書（債却資産課税台帳）	7～8ページ	
	種類別明細書（増加資産・全資産用）※緑色の用紙	10ページ	(※1) (※2)
資産をお持ちではない方	債却資産申告書（債却資産課税台帳）	7～8ページ	『18.備考(添付書類等)』へ 「2 該当資産なし」に○を記入

※1 増加資産の理由は種類別明細書『増加事由』欄の該当項目に○をしてください。

詳しくは、10ページの記入例をご覧ください。

※2 債却資産申告書に申告漏れの資産がある場合は、その記載内容により、過年度に遡って更正をします。

詳しくは、9～10ページの記入例をご覧ください。

#### （2）前年度に申告された方

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの、減少資産及び増加資産（申告漏れ資産を含む）を申告してください。

資産の状況	ご提出書類	記入例	留意事項
資産の移動がない方	債却資産申告書（債却資産課税台帳）	7～8ページ	『18.備考(添付書類等)』へ 「1 増減なし」に○を記入
資産が減少または増加した方	債却資産申告書（債却資産課税台帳）	7～8ページ	
	種類別明細書（減少資産用）※赤色の用紙	9ページ	
	種類別明細書（増加資産・全資産用）※緑色の用紙	10ページ	(※1) (※2)

※1 増加資産の理由は種類別明細書『増加事由』欄の該当項目に○をしてください。

詳しくは、10ページの記入例をご覧ください。

※2 債却資産申告書に申告漏れの資産がある場合は、その記入内容により、過年度に遡って更正をします。

詳しくは、9～10ページの記入例をご覧ください。

#### （3）前年中に柏市での事業をやめた方

##### ◇完全に事業を廃業された方

債却資産申告書（債却資産課税台帳）右下『18.備考欄』の「3.廃業・解散」に○で囲み、廃業・解散日を記入の上で提出してください。

##### ◇事業自体は継続するが柏市での事業をやめた方

債却資産申告書（債却資産課税台帳）中段「前年前に取得したもの（イ）」と「前年中に減少したもの（ロ）」の数値を一致させ、合計額に「0」と記入してください。

また、申告書右下「18.備考欄」に「全資産減少」と記入の上で提出してください。

※申告に必要な書類（申告書、増加・減少明細書 等）は、柏市のオフィシャルウェブサイトからもダウンロードできます。

(<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shisanzei/zeikin/kotei/syoukyakushisan/shinkoku.html>)

◆インターネットによる電子申告について、

e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

### 3. 郵送で申告をされる方へ

- (1) 受付印を押した「控」の返送をご希望の場合は、必ず返信先を記入した返信用封筒に切手を貼つて同封してください。
- (2) 申告期限前後は申告が集中するため、返送には2週間前後のお時間をいただく場合があることをご了承願います。
- (3) 12月末までに申告されました、償却資産申告書の「控」は、1月4日以降の返送となります。

### 4. 電算申告をされる方へ

- (1) 柏市の申告書様式ではなく、電子計算機（全資産申告書）により申告書を作成される場合は、種類別明細書にそれぞれの資産別評価額を必ず記入してください。
- (2) (1) のように自社申告書を使用する場合は右上に氏名コード（例：A01234）を転記し、提出してください。ただし初めて申告される方は氏名コードの記入は不要です。

### 5. 申告書の提出を会計事務所等に依頼している場合

償却資産の申告書類を、所有者ではなく、税理士・会計事務所等に送付をご希望の方は、「償却資産申告書一式の送り先に関する届出書」（13ページ）を提出してください。提出いただきますと、来年度からは、届出書に記入された送り先に申告書（用紙）を送付します。

なお、この届出書は最初の申告の際に提出いただければ、毎年提出していただく必要はありません。

ただし、会計事務所等への依頼を中止又は変更された時は、「償却資産申告書一式の送り先に関する届出書」（13ページ）を提出してください（連絡がない場合は、その後も会計事務所へ関係書類を送付することになり大変ご迷惑をおかけすることになります）。

### 6. その他・注意事項について

- (1) 地方税法第353条に基づいて、償却資産に関する調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、調査に伴い、地方税法の規定通り5年の範囲で、修正申告をお願いすることがあります。
- (2) 法定期限である令和6年1月31日に正当な事由がなく申告しなかった場合、または虚偽の申告をした場合は過料等を科せられることがあるほか、不足額及びこれに伴う滞納金がその都度追徴課税されます。
- (3) 申告書を提出した後で、申告者が申告内容に誤りを発見した場合は、速やかに正しい申告書を作成して再提出してください。
- (4) 法定期限である令和6年1月31日よりも遅れて申告書の提出があった場合、納税通知書の発送や証明書の発行が遅れる場合があります。
- (5) 令和4年度申告より、償却資産申告書への押印は不要になりました。

## 1 住所

事前に印刷されている場合、間違えのないことを確認し、電話番号を記入してください。

## 2 氏名

事前に印刷されている場合、法人は代表者氏名、個人は屋号を記入してください。  
なお、令和4年度申告より、押印は不要となっております。

令和 6 年 1 月 19 日

柏市長 あて

前年前に  
取得したもの(イ)

前年度の申告書の取得価額の種類別合計額(ニ)と一致します。  
これは、同封しました総括表の取得価額とも同じになります。  
(初めて申告される方は記入を要しません)

受付印

〒277-8505

柏市柏 1-1-1

(電話 7167-1111 )

柏(株) 代表取締役 柏 太郎

(屋号)

前年中に  
減少したもの(ロ)

前年度までに申告済の資産のうち前年の1月2日から本年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を「資産の種類」別に記入してください。

これは、種類別明細書(減少資産用)の合計額と同じになります。  
(初めて申告される方は記入を要しません)

前年中に  
取得したもの(ハ)

前年の1月2日から本年の1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を「資産の種類」別に記入してください。

これは、種類別明細書(増加資産・全資産用)の合計額と同じになります。  
(初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください)

## 計(ニ)

本年の1月1日現在所有する全ての償却資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

## 取 得 値

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)			前年中に減少したもの(ロ)			前年中に取得したもの(ハ)					
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物				1500000								3795400
2 機械及び装置				1700000			1500000					2350000
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具				300000								
6 工具器具及び備品				1200000			600000					650000
7 合計				4700000			2100000					6795400

資産の種類	評価額(ホ)			決定価格(ヘ)			※	
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物								
2 機械及び装置								
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具器具及び備品								
7 合計								

記 入 不

(ただし、電子計算機器等による全資産行う場合は(ホ)~(ト)も記入を必要と

## 評価額(ホ)

定率法により、第1年度目は半年償却「評価額=取得価額×(1-減価率/2)」を行い、第2年度目からは「前年度の評価額×(1-減価率)」により順次評価し、資産の種類別に記入してください。

## 決定価格(ヘ)

評価額(ホ)を決定価格として記入してください。

## 課税標準額(ト)

課税標準の特例の適用のないものは、決定価格=課税標準額となります。特例の適用があるものは、決定価格×特例率、つまり決定価格から特例控除額を引いた額が課税標準額になります。

# 記入例1

(正)  
却資産課税台帳)

氏名コード										
自社申告書を提出する場合は、氏名コードを必ず記入してください。										
氏名コード B 3 3 3 3 3										
3 個人番号又は法人番号	6000020122173			8 短縮耐用年数の承認	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無					
4 事業種目(資本金等の額)	印刷業 (30百万円)			9 増加償却の届出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無					
5 事業開始年月	S50年4月			10 非課税該当資産	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無					
6 この申告に応答する者の氏名及び氏名	松井祐次郎 (電話 7167-1111)			11 課税標準の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無					
7 税理士等の氏名	税理士一葉花子 (電話 7168-5500)			12 特別償却又は圧縮記帳	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無					
額				15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 柏市柏1-1-1 ② ③					
+ ((イ) - (ロ)) + (ハ) (二) 千億 百万 千 円										
5295400										
2550000										
300000										
1250000										
9395400										
課税標準額(ト) 千億 百万 千 円				16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 ホリース(株) (7164)1000 柏市豊四季1-1-16					
要 申告を します。				17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有・借家					
				18 備考(添付書類等)	該当する項目に○を記入 控え送付 控えなし 個人番号相違なし ホリース契約書写し 3 廃業・解散 (年月日) 4 住所・名称変更 旧住所・名称:					
					1	2	3	1	2	3
				4	5	4	5	4	5	4
				/	/	/	/	/	/	/

### 3 個人番号又は法人番号

「行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号(12ケタ)又は法人番号(13ケタ)を記入してください。個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。  
※いわゆる「マイナンバー」です。詳しくは11ページの「個人番号・法人番号の取扱いについて」をご覧ください。

### 8 短縮耐用年数の承認

「有」に該当する場合は、国税局長からの「承認通知書」(写)を添付してください。

### 9 増加償却の届出

「有」に該当する場合は、税務署長への「届出書」(写)を添付してください。

### 11 課税標準の特例

「有」に該当する場合は、「課税標準の特例に関する申告書」等の提出が必要となりますので担当までお問い合わせください。

### 12 特別償却又は圧縮記帳

租税特別措置法の規定により特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳は認められません。

### 15 柏市内における事業所等資産の所在地

2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれの所在地を記入してください。

### 16 借用資産(有・無)

「有」に該当する場合は、貸主の住所、氏名、電話番号等を記入してください。

### 17 事業所用家屋の所有区分

事業を行っている建物の所有者が申告される方であれば自己所有に○を、それ以外の方が所有しているのであれば借家に○をしてください。

### 18 備考(添付書類等)

次のような事項を記入してください。

■資産内容が前年と同様で移動がない場合  
「1 増減なし」に○

※資産の増減がない場合も、この「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」は必ず提出してください。

■初めて申告をされる方で、償却資産に該当する資産を所有していない場合  
「2 該当資産なし」に○

■前年中に廃業・解散等をした場合  
「3 廃業・解散」に○  
廃業又は解散した年月日を記入

■住所・名称変更があった場合  
「4 住所・名称変更」に○  
旧住所・旧名称を記入

■添付した書類の名称等  
■その他、この申告に必要な事項

## 記入例2

資産の種類、資産コード、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額  
前年中に減少した資産を、同封しました資産一覧表の「賞却資産種類別明細書」から選び転記してください。

氏名コード  
同封ました資産一覧表の「賞却資産種類別明細書」の右上に記載の氏名コードを記入してください。

資産の一部減少について  
一部減少の場合は、減少区分に○印をつけ、取得価額は全部のうち、減少した部分の額だけを記入してください。

申告漏れ資産について  
過年度申告分に申告もれの減少資産がある場合は、その記入内容により、過年度(5年の範囲)に遡って更正します。該当年度の修正申告書が提出されなくとも更正します。  
なお、減少時期の記入のないものについては遡って更正をしませんのでご注意ください。

小計  
この小計は、賞却資産申告書(記入例1)の取得価額と同じになります。  
年中に減少したもの(口)の合計額となります。

会員 6 年度		所 有 者 名		1 枚のうち		氏名コード	
株 (株)		1 目		B 3 3 3 3 3		区	
資産番号		資産の名稱等 (カナ文字で記入してください)		取 得 年 月 年 月		減 少 時 期 年 月	
資産の種類 番号				13 6 0	7	1500 000 5	5 9
01	2 0 0 0 1 1 シヤツキ			14 2 0	10	250 000 5	5 7
02	6 0 0 0 1 カラー テレビ			3 4 2 6	1	150 000 5	5 3
03	6 0 0 1 2 ロッカー			14 2 7	4	200 000 5	4 6
04	6 0 0 1 5 ハロヨシ						
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
(注) ○太枠内を記入してください。		小 計		4		2 100 000	

## 資産の種類

該当する資産の種類を「種類コード」から選び1~6の数字で記入してください。

- ①構築物
- ②機械及び装置
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両及び運搬具
- ⑥工具、器具及び備品

## 令和6年度

所 有 者 名  
柏 (姓)

資 産 の 名 称 等  
(カナ文字で記入してください)

資産の種類 番号	資産コード	資 産 の 名 称 等 (カナ文字で記入してください)	取 得 年 月 年 月	取 得 価額 百円	耐 用 年 数 十億 千	減 価 残 価 百円 千	減 価 残 価 率	課 税 標 準 額 千円	課 税 標 準 額 の 特 別 率 コード	増 加 事 由 申告分に申告もれの増加資産がある場合は、その記入内容により、過年度(5年の範囲)に遡って課税(更正)します。該当年度の修正申告書が提出されなくとも課税(更正)します。	摘要 理由
01	1	ノクターナンボソク	2005.5.7	3195400	15	0	0	0	0	0	新規購入
02	2	記	15.5.3	650000	7	0	0	0	0	0	中古購入
03	2	テレシーライナージャ	15.5.3	500000	4	0	0	0	0	0	H21.7年
04	2	セントラル・スクエアセントラル	14.18.9	1200000	10	0	0	0	0	0	東京ショッピング
05	6	カラーテレビ	14.25.2	450000	5	0	0	0	0	0	中古購入
06	6	カラーテレビ	14.26.9	200000	4	0	0	0	0	0	中古購入
07						0	0	0	0	0	
08						0	0	0	0	0	
09						0	0	0	0	0	
10						0	0	0	0	0	
11						0	0	0	0	0	
12						0	0	0	0	0	
13						0	0	0	0	0	
14						0	0	0	0	0	
15						0	0	0	0	0	
16						0	0	0	0	0	
17						0	0	0	0	0	
18						0	0	0	0	0	
19						0	0	0	0	0	
20						0	0	0	0	0	

## 資産の名称等

品名はカナ文字、英文字で20字以内にし漏音、半濁音の文字は2字として記入してください。

### 数 量

個数、面積、延長距離等を記入してください。

### 年 号

昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入してください。

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

氏名コード		区		2		1		0		-1	
B	333333										

## 増加事由

増加事由の中から該当コードを選び、○印をつけて下さい。

- 1新品取得
- 2中古品取得
- 3移動による受け入れ
- 4その他

## 申告事由について

過年度申告分に申告もれの増加資産がある場合は、その記入内容により、過年度(5年の範囲)に遡って課税(更正)します。該当年度の修正申告書が提出されなくとも課税(更正)します。

## 耐用年数省令の一部改正に該当する資産について

新たに申告する資産で、平成19年以前に取得した資産の耐用年数を変更する場合、「耐用年数欄に変更前の耐用年数を朱書きで記入し、「[需要年数]と耐用年数変更年度ごとに耐用年数を朱書きで記入してください。

## 取得価額

■事業用償却資産を取得するために、その取扱時ににおいて通常支払すべき金額を言います。すなわち当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、賃料、報酬等、資産をその用途に供するためには直接要した費用の額を含めた合計額を記入してください。

■いわゆる圧縮記帳を行っている場合は、それらの圧縮額を取得価額に含めてください。

■改良費の支出があった場合には、本体と別にし、ひとつの資産として記入してください。

(耐用年数は本体と同じ)

■税込経理方式の場合には消費税を含めた額が取扱額となります。

税抜き経理方式の場合は消費税を含めない額が取扱額となります。

## 小計

この小計は、償却資産申告書(記入例1)の取扱額中、前年内に取得したもの(ハ)の合計額と同じになります。

## 個人番号・法人番号の取扱いについて

「社会保障・税番号制度」いわゆる「マイナンバー制度」導入により、償却資産申告にあたりましては、「個人番号又は法人番号」をご記入ください。申告書への記入等の方法につきましては、7～8ページをご覧ください。ただし、窓口へ提出する場合の申告書の「控」、郵送する場合の返信用申告書には「個人番号又は法人番号」を記入しないでください。(提出用にのみ記入してください)

個人番号（マイナンバー）を記入した申告書を提出する場合は、不正使用防止の為、以下の方法により**本人確認（番号確認及び身元確認）**を実施します。

窓口へご提出の際は、以下のいずれかの本人確認資料をお持ちください。

郵送または電算申告にてご提出の際は、以下のいずれかの本人確認資料の写しを添付してください。  
また法人番号を記入した申告書を提出する場合は本人確認資料の添付は不要です。

### 【本人が申告書を提出する場合】

1. 番号確認資料 (A)
2. 身元確認資料 (B)・(C)

下記表の(A)及び(B)、または(A)及び(C)をお持ちください。

### 【代理人が申告書を提出する場合（例）】

1. 納稅義務者の番号確認資料 (A)
2. 代理人の身元確認資料 (B)・(C)

下記表の納稅義務者の(A)及び代理人の(B)、または納稅義務者の(A)及び代理人の(C)をお持ちください。

3. 代理権の確認資料

税務代理権限証書（税理士）または委任状をお持ちください。

番号確認資料 (A)	身元確認資料	
	顔写真付き本人確認資料 (B)	顔写真なし本人確認資料 (C)
個人番号カード	個人番号カード	健康保険証
通知カード※ <sup>1</sup>	運転免許証	住民票の写し
住民票の写し※ <sup>2</sup>	旅券（パスポート）	年金手帳
上記より1点	上記より1点	上記より2点

※<sup>1</sup> 記入事項に変更がない場合、もしくは正しく変更手続きされている場合に限ります。

※<sup>2</sup> 個人番号が記入されたものに限ります。

〒277-8505  
柏市柏五丁目10番1号  
柏市役所 財政部 資産税課 債却資産班 行

郵送で申告書を提出される場合、  
こちらを「宛名」として  
切り取ってご利用ください。



## 用語集

### ①【賦課期日（ふかきじつ）】

税が課せられる基準となる日のことです。固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

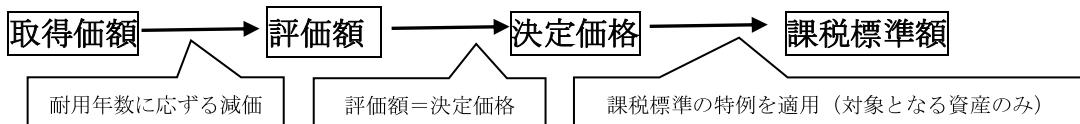
#### 関連項目 賦課期日と事業年度について

企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降、賦課期日までに資産の増加又は減少があったときは、それらの資産の移動についても申告してください。

### ②【課税標準額（かぜいひょうじゅんがく）】

毎年1月1日現在の償却資産の価格で、減価償却（旧定率法による）させた後の価格です。

※取得価額から課税標準額が算出されるまでの流れは次のとおりです。



#### 関連項目 税額の算出方法

課税標準額の合計に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額の合計} (1,000 \text{ 円未満切捨て})} \times \boxed{\text{税率} (100 \text{ 分の } 1.4)} = \boxed{\text{税額} (100 \text{ 円未満切捨て})}$$

### ③【免税点（めんぜいてん）】

課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税は課税されません（ただし申告は必要です）。この基準となる線引きを免税点といいます。

### ④【耐用年数（たいようねんすう）】

減価償却資産を本来の用途で使用した場合、通常予定される効果をあげることができると見込まれる年数をいいます（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められています。）。なお、耐用年数の短縮を行うことを認められた償却資産については、国税庁の承認を得た短縮耐用年数で申告していただきます。

## チェックシート

提出される前の確認にご活用ください。

	項目	チェック欄
1	氏名コードは記入されていますか。（初めて償却資産の申告をされる方は不要です。）	
2	住所・氏名または法人名・電話番号は記入されていますか。	
3	『種類別明細書（減少資産用）』の資産の種類・資産コード・取得価額・減少の事由及び区分に記入漏れはありませんか。	
4	『種類別明細書（増加資産・全資産用）』の資産の種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数（用語集④）・増加事由に記入漏れはありませんか。	

※住所・名称等が印刷されている場合、間違えのないことを確認し、電話番号・代表者氏名・屋号を書き加えてください。

※住所・名称が変更になった場合は、備考欄の「4住所・名称変更」に○をし、旧住所・旧名称を記入し提出してください。

※事業をやめた場合は、備考欄にその事由・年月日を記入し提出してください。

受付印

## 償却資産申告書一式の送り先に関する届出書

償却資産申告書一式（申告書・総括表・明細書・手引き）の送り先を指定若しくは解除する届出書になります。指定した場合は、毎年12月の申告書一式発送にて、ご指定いただいた送り先にお送りします。また、一度ご指定いただければ解除されるまで、ご指定された送り先への送付を継続いたします。

令和 年 月 日

柏 市 長 あて

### 申告義務者

氏名コード ( )

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名  
〔法人はその名称  
及び代表者氏名〕

電 話 \_\_\_\_\_

償却資産の申告書類一式の送付について、

1. 下記のとおり送り先を指定します。

2. 下記のとおり定めた送り先を、解除します。

※ 1又は2に○をつけてください。

記

### 送り先 [会計事務所等]

会計事務所コード (G )

住 所 \_\_\_\_\_

事務所名称 (ふりがな) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

照合	トータル	備考
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	
/	/	

※資産税課使用欄

※コピーしてご使用ください